

# 佐渡市 世界遺産推進基金

黄金の島の歴史を未来へ

豊かな金鉱山の島である佐渡島では、16世紀から19世紀半ばにかけて、徳川幕府の管理・運営の下、ヨーロッパとは異なる独自の技術的發展を遂げ、世界に誇る質・量の金を生産しました。その遺構等は、伝統的手工業による大規模かつ長期にわたる金生産システムを示す稀有な産業遺産であることから、「佐渡島の金山」として世界文化遺産に登録されました（令和6年7月27日）。

私たちは、世界遺産登録を目指す中で創設した「佐渡市世界遺産推進基金」の理念— 国内外の皆様とともに、佐渡金銀山の貴重な文化遺産を守り、伝え、活かす— に基づき、今後も取り組みを進めてまいります。

黄金の島の歴史を未来へ継承するため、引き続き、多くの皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

## 「世界遺産推進基金」で次のような事業に取り組みます

「守り伝える」  
ための事業

佐渡金銀山遺跡等、構成資産を保存するための事業

「価値を証明」  
するための事業

国内外の鉱山関連資料の収集

「保存活動を支援」  
するための事業

世界遺産推進に取り組む団体への支援

### お申し込み方法

ご賛同いただける方は、お手数ですが、裏面の「寄付申込書」にご記入いただき、郵送またはファックスで下記「佐渡市世界遺産推進課」までお申し込みください。

### 税法上の優遇措置があります ……▶ 税の控除が受けられます

個人が佐渡市など地方自治体へ寄付をされた場合には、その寄付金額のうち2,000円を超える部分について、確定申告することにより、個人住民税所得割のおおよそ1割を上限として、寄付金税額控除による個人住民税の軽減と所得税の還付を受けることができます。また、法人が寄付をされた場合は、法人税の算定上、全額損金算入できます。

お問い合わせ先



佐渡市世界遺産推進課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地  
TEL 0259-63-5136 FAX 0259-63-5124

PHOTO: 西山芳一



申込書郵送先 〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 佐渡市世界遺産推進課 行  
FAX送信先 FAX 0259-63-5124

## 佐渡市世界遺産推進基金寄付申込書

佐 渡 市 長 宛て

令和 年 月 日

※印の箇所は必ず記入してください。

※ご住所	〒	—	
		都 道 府 県	市 区 郡
※お名前	フリガナ		
※ご連絡先	※電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		

※1 私は「佐渡市世界遺産推進基金」に寄付を申し込みます。

寄付金額

円

※2 希望する入金方法（一つ選んで番号を口に記入してください。）

ご注意！ 入金方法ごとに、それぞれの必要書類を郵送いたします。

記入欄

- ① 納入通知書払い（佐渡市指定金融機関等の窓口で納入の場合は、手数料はかかりません。）注1
- ② 第四北越銀行専用口座振込（佐渡市の専用口座に振込。手数料は寄付者の負担となります。）注2
- ③ ゆうちょ銀行専用口座振込（佐渡市の専用口座に振込。手数料はかかりません。）注3
- ④ 現金書留払い（50万円までお取扱いただけます。郵送料は寄付者の負担となります。）

※3 佐渡市広報誌等における氏名の公表について（いずれかに○印をお願いします。）

- 住所・氏名、寄付金・物件、寄付分野等の公表に同意する。
- 住所・氏名のみ公表に同意する。
- 公表に同意しない。

注1 佐渡市指定金融機関等は、第四北越銀行、大光銀行、新潟県労働金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、佐渡農業協同組合、羽茂農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会です。

\*ゆうちょ銀行・郵便局では、納入通知書によるお取扱いはできません。専用口座振込をご利用ください。

注2 お申し込み後、第四北越銀行専用口座番号をご連絡させていただきます。

注3 お申し込み後、ゆうちょ銀行専用振込取扱票を送付させていただきます。

\*個人情報等の取扱い：寄付お申し込みに伴い取得した個人情報については、佐渡市個人情報補助条例に基づき適正に管理し、案内状等の送付など、「佐渡市世界遺産推進基金」に関する事務以外には使用しません。

応援メッセージ等がありましたらご記入願います。

ご注意！ 電話による振込の依頼は一切いたしません。寄付をかたった詐欺行為には十分ご注意ください。